令和2年第4回さくら市議会臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利 子補給金運用基金条例の制定について	P 3
2	令和2年度さくら市一般会計補正予算(第8号)	Р 3
3	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)	P 4
4	議案説明資料 参照法令等	P 6

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上 げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例1件、予算1件及び 報告1件であります。

議案第1号は、さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別 資金融資に係る利子補給金運用基金条例の制定についてであり ます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金 事業に要する経費の財源として基金を設置するため、条例を制 定するものであります。

議案第2号は、令和2年度さくら市一般会計補正予算(第8 号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に1億8,709万6千円を追加 し、予算の総額を240億1,282万1千円とするものであります。 歳入では、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金 3 億 3,018 万 6 千円を追加、19 款繰入金 で、財政調整基金繰入金 1 億 4,309 万円を減額し、それぞれ計 上いたしました。

歳出の主なものでは、2款総務費で、新生児特別定額給付金 交付事業費3,861万4千円、7款商工費で、新型コロナウイル ス感染症対策特別資金利子補給金事業費2,000万円、ガイドラ インに基づく感染予防対策事業費2,800万円、10款教育費で、 小学校施設補修整備事業費1,848万5千円、中学校施設補修整 備事業費1,488万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げ ます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抄)

[議決事件]

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (1) 条例を設け又は改廃すること。
 - (2) 予算を定めること。
 - (3)~(15) 略
- 2 略

(議会の委任による専決処分)

- 第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- <u>2</u> 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項(平成 17 年 4 月 8 日議決)

議会の権限に属する事項中地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	100 万円以下の損害	平成17年第1回	議員案第5号	平成 17 年 4 月
	賠償の額の決定及び	さくら市議会臨		8 日
	和解に関すること。	時会		